

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 鶴岡市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

## 【山形県地域公共交通計画に基づくもの】

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
  - ・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) おける、市内交通ネットワークの課題に関する年〇回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (鶴岡市)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。(鶴岡市・庄内交通)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(鶴岡市)
  - ・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、鶴岡市)
  - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討 (鶴岡市、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

## 【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】

- 「既存路線ネットワークの再編」
  - 公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「多くの機関と連動したサービス展開」
  - 温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通に対する市民意識の醸成」
  - モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通について議論する場の創出」
  - 地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「交通案内の改善・充実」
  - 公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

## 2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

### 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の鶴岡市相当分の達成
  - ・ 県全体目標値（目標年度：R7）
    - RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・ 鶴岡市目標値（目標年度：R7）
    - 県外 5,000 人、県内 5,000 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成
  - ・ 県全体目標値（目標年度：R7）
    - 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01 現況値 2.48 回／人）
  - ・ 鶴岡市の目標値（目標年度：R7）
    - 3.3 回／人（直近年度の実績 3.31 回／人 実績 404,833 人／人口 122,347 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成
  - ・ 県全体目標値（目標年度：R7）
    - 市町村の移動サービスに対する負担額
    - 地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
    - 路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
    - コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
    - デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
    - タクシー : 1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）
  - ・ 鶴岡市目標値（目標年度 R6 年度末）
    - 路線バス : 1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 530 万 1 千円）
    - コミュニティバス : 1,351 万 4 千円（直近年度の実績 1,212 万 2 千円）
    - デマンド交通 : 311 万 7 千円（直近年度の実績 415 万 3 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
  - ◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.55）
  - ◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 37.8%）
  - ◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350 円（直近年度の実績 381 円）
- 事業の効果
  - 地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 122,347 人）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
  - また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。
  - ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
  - ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表 1 に記載の路線について、その運行に係る費用総額 2 億 5,486 万円（R03 年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を次の通り負担することとしている。

旧 04 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額とし、補助対象経常費用とは乗合バス事業者キロ当たり経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

旧 21 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額（以下「経常欠損額」という。）とし、補助金の交付額は、補助対象路線ごとの経常欠損額又は実車走行キロ数に地域キロ当たり標準経常費用を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額

また、別表 1 に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

#### ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

#### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

##### 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところではあるが、車齢が 20 年を超える車両も 15 台運行している状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

#### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

##### 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

##### （1）事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

(平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間で、2 台ずつ計 6 台の車両更新済み)  
(令和 4 年度中に計 8 台の車両を購入予定)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 : R7)

市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員 : 2.50 回/人 (R01 現況値 2.48 回/人)

・鶴岡市の目標値 (目標年度 R6 年度末)

3.3 回/人 (直近年度の実績 3.31 回/人 実績 404,833 人/人口 122,347 人)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 : R7)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 5,602 万 8 千円)

路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)

コミュニティバス : 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)

デマンド交通 : 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 3,000 円)

・鶴岡市目標値 (目標年度 : R7)

路線バス : 1 億 4,606 万 2 千円 (直近年度の実績 1 億 530 万 1 千円)

コミュニティバス : 1,351 万 4 千円 (直近年度の実績 1,212 万 2 千円)

デマンド交通 : 311 万 7 千円 (直近年度の実績 415 万 3 千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

◇◇中心市街地でのバス乗降者数の増加 : 413 人 (直近年度の実績 394 人)

◇◇駅や商店街の歩行者数 : 4,480 人 (直近年度の実績 3,720 人)

(2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。

また、超低床型車両 (ノンステップバス) を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

**7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

## 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

1. 【取得計画】平成 29 年度からの 3 年間で、2 台ずつ計 6 台の車両更新  
 【事業者名】庄内交通株式会社  
 【取得総額】114,540,000 円（H29 年度～H31 年度）  
 【市負担額】22,500,000 円（H29 年度～H35 年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金
2. 【取得計画】令和 4 年度に計 8 台の車両購入  
 【事業者名】庄内交通株式会社  
 【取得総額】80,400,000 円（R4 年度）  
 【市負担額】18,000,000 円（R4 年度～R8 年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

### ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

### ○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 3 年度>

- ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和 3 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和 4 年度>

- ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

### ○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和 3 年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

- ・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

### ○鶴岡市地域公共交通活性化協議会（県鶴岡市市地域公共交通会議）

<令和 3 年度>

- ・令和 3 年 5 月 31 日（第 1 回）：  
令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・令和 3 年 8 月 17 日（第 2 回・書面協議）：  
温海地域乗合タクシーの登録申請（案）について
- ・令和 3 年 8 月 27 日（第 3 回・書面協議）：  
  - (1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
  - (2) 榊引地域デマンド交通について
  - (3) 令和 3 年度朝日地域夏季観光バスの運行中止について
- ・令和 3 年 12 月 21 日（第 4 回）：  
  - (1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
  - (2) 鶴岡市地域公共交通会議設置要綱の改正について
  - (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
  - (4) 庄内交通バス路線について（廃止・変更等）
  - (5) 榊引中学校～たらのき代線の経路変更について

- ・令和 4 年 2 月 21 日(第 5 回・書面協議)：
  - (1) 櫛引地域スクールバス有償旅客運送における長期使用者割引の変更について
  - (2) 朝日地域 土曜試験運行について(継続)

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局(山形県)により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時(平成 22 年度)及び地域公共交通網形成計画策定時(平成 27 年度)、鶴岡市地域公共交通計画策定時(令和 2 年度)に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

### 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を作成し添付

### 12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

#### 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号

(所 属) 鶴岡市企画部地域振興課

(氏 名) 横田 淳一郎

(電 話) 0235-35-1191 内線 522

(e-mail) chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスモール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日	240.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(2) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	240日	120.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(3) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線	エスモール	勝福寺	ゆ〜Town	往 9.4 km 復 9.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八幡宮駅前	往 24.4 km 復 24.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(9) 鶴岡(稻生町)湯田川線	エスモール	稻生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,090.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(10) こころの医療センター(稻生町)湯田川線	エスモール	稻生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	240日	120.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 18.2km 復 18.3km	365日	1,548.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(14) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	212日	212.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	エスモール	林野村庄内南線	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	365日	1,965.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール	エスモール		往 13.7km 復 13.7km	365日	8,760.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
	鶴岡市	(17) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(18) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか		往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(19) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(20) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか		往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
	庄交ハイヤー 株式会社	(21) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,152.0回			区域	②(1)	③	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 維持 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスモール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	238日	238.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(2) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	238日	119.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(3) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	238日	357.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線	エスモール	勝福寺	ゆ〜Town	往 9.4 km 復 9.4 km	238日	714.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	366日	1,095.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	366日	1,571.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八幡宮駅前	往 24.4 km 復 24.4 km	238日	714.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	238日	357.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(9) 鶴岡(稻生町)湯田川線	エスモール	稻生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	366日	1,089.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(10) こころの医療センター(稻生町)湯田川線	こころの医療センター	稻生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	238日	119.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	366日	2,663.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	366日	1,757.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 18.2km 復 18.3km	366日	1,546.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(14) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	213日	213.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	林野村庄内南線	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	366日	1,975.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール		エスモール	往 13.7km 復 13.7km	366日	8,784.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
鶴岡市	庄交ハイヤー 株式会社	(20) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(21) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか		往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(22) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(23) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか		往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
庄交ハイヤー 株式会社	(24) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,152.0回			区域	②(1)	③		

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
  2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
  3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
  4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
  5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
  6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
  7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 維持 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスモール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日	240.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	240日	120.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線	エスモール	勝福寺	ゆ〜Town	往 9.4 km 復 9.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八幡宮駅前	往 24.4 km 復 24.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(稻生町)湯田川線	エスモール	稻生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,090.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) ころの医療センター(稻生町)湯田川線	エスモール	稻生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	240日	120.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 18.2km 復 18.3km	365日	1,546.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	216日	216.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	エスモール	林野村庄内南線	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	365日	1,972.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール	エスモール		往 13.7km 復 13.7km	365日	8,760.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	庄交ハイヤー 株式会社	(20) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか		往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒 線にゆぼかで接続	③
		(22) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(23) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか		往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒 線にゆぼかで接続	③
庄交ハイヤー 株式会社	(24) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,152.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線 鶴岡駅と接続	③	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鶴岡市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	65,109
交通不便地域等	122,347

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
122,347	鶴岡市全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
山形県 鶴岡市	庄内交通株式会社	1	(5) 鶴岡(湯田川)越沢線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	57	H30.10			一括
		2	(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	57	H30.10			一括
		3	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		4	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		5	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		6	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		7	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		8	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		9	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		10	(16) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
		1	( )					
		2	( )					
		3	( )					
		4	( )					
		5	( )					

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

表10 車両の取得計画の概要(自家用有償に係る車両購入)(地域内フィーダー系統)

○車両の取得

市区町村名	運送予定者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別	乗車 定員	購入 年月
		1	( )			
		2	( )			
		3	( )			
		4	( )			
		5	( )			

○講習の受講(車両を取得し、講習を受講する場合のみ)

受講予定者数	
--------	--

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。(道路運送車両法施行規則 別表第一)

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。

なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。